

# 農山漁村における再生可能エネルギー 発電をめぐる情勢

平成30年11月

農林水産省  
食料産業局

バイオマス循環資源課  
再生可能エネルギー室

# 目 次

1.農山漁村の再生可能エネルギー導入拡大に向けた課題	
(1)再生可能エネルギーとは	… 3
(2)農山漁村における再生可能エネルギー発電の導入について	… 4
(3)農山漁村における再生可能エネルギー導入の意義	… 5
(4)まとめ	… 6
2.農山漁村の再生可能エネルギー導入を促進するための措置	
(1)農山漁村再生可能エネルギー法の概要	… 8
(2)予算措置による支援一覧（平成30年度当初）	…13
3.農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を行う事例	…18

# 1.農山漁村の再生可能エネルギー導入拡大に向けた課題

# (1) 再生可能エネルギーとは

- 再生可能エネルギーの定義（※国際再生可能エネルギー機関（IRENA）における定義）  
再生することが可能な資源から持続可能な方法で生産されるあらゆる形態のエネルギー。特にバイオマス、太陽光、水力、風力、地熱、海洋（潮力、波力、温度差）など。

地熱



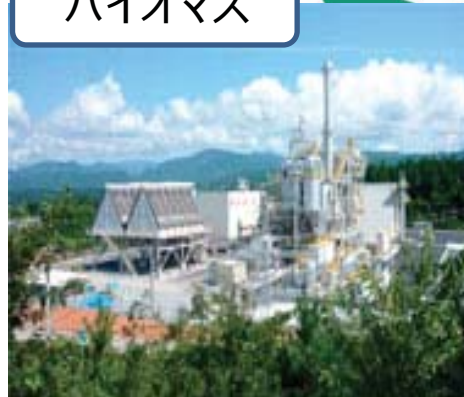
太陽光



風力



バイオマス



小水力



## (2) 農山漁村における再生可能エネルギー発電の導入について

- 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャル。
- 平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、再生可能エネルギー発電の事業採算性が向上。農山漁村において新たな所得機会の可能性が生じている。

### 農山漁村における再生可能エネルギー資源の賦存

#### ○国土構成

日本の国土：3,780万ha



#### <主要課題>

資源の賦存状況や国土保全等の観点も踏まえ、**木質バイオマス発電**や**地熱発電**等を実施。

食料供給等の機能に支障を来さないよう留意しつつ、**太陽光発電**や**陸上風力発電**等を実施。

地理的条件に応じて、**水力発電**や**小水力発電**を実施。

(資料) 国土交通省「平成28年度土地に関する動向」

#### ○農山漁村における再エネ発電のポテンシャル

##### ◆太陽光発電

- ・再生利用困難な荒廃農地の面積：**18.3万ha**
- ↓ 仮に単純に全てに太陽光発電設備を整備した場合
- ・年間発電量：**1,347億kWh**

##### ◆農業用水利施設による小水力

- ・年間発電量：**8.9億kWh**
- (未開発の包蔵水力エネルギー及び開発済みの中小水力発電量から試算)

##### ◆木質バイオマス発電

- ・未利用間伐材等の年間発生量：**2,000万m<sup>3</sup>**
- ↓ 仮に全て木質バイオマス発電に活用した場合
- ・年間発電量：**70億kWh**

※ どの程度の再生可能エネルギー発電が導入されるかは、それぞれの地域の資源の賦存状況を踏まえた発電事業者の判断等によるものであり、上記全てが再生可能エネルギー発電に活用されるわけではない。(平成30年3月試算)

### 固定価格買取制度の開始

- 平成24年7月より、再生可能エネルギー発電の標準的なコストをまかなえる価格での買取りを一定期間保証する固定価格買取制度が開始。
- 平成30年度固定価格買取制度の買取価格・期間の例

電源 (調達区分)	調達価格 (税抜)	買取期間
太陽光 (10kW以上)	18 円/kWh	20年
風力 (20kW以上)	20 円/kWh	
小水力 (200kW未満)	34 円/kWh	
既存導水路活用小水力 (200kW未満)	25 円/kWh	
バイオマス (未利用間伐材等)	2,000kW未満 ..... 2,000kW以上	
バイオマス (メタンガス発酵)	39 円/kWh	

### (3) 農山漁村における再生可能エネルギー導入の意義

- 再生可能エネルギーにより農山漁村が得られるメリットは、「経済貢献」と「機能貢献」の双方がある。
- 農山漁村の活性化を図っていくためには、「経済貢献」と「機能貢献」の双方を最大化し、地域が主体的に自立していくことが重要。
- 地域の主体的な自立を図ることは、人口減少社会への対応としても重要。

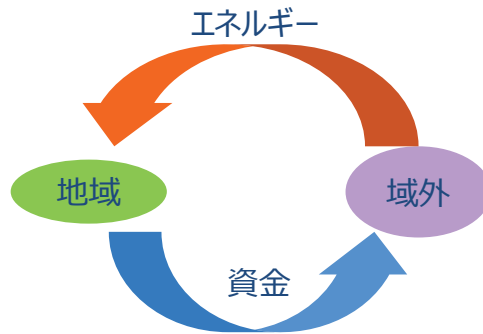
#### 経済貢献 (金銭的なメリット)

- 地域が得られる金銭的な収入の増加
- 支出 (石油等燃料費) の低下

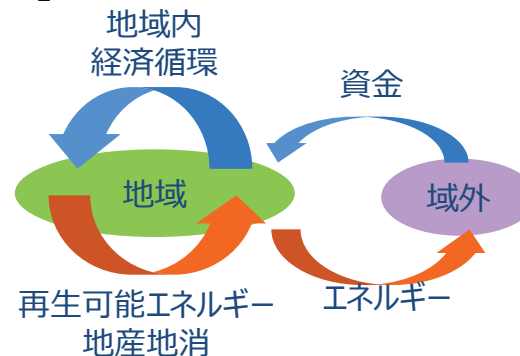
(うち農林漁業分野)

- 農林漁業者の収入増加
- コスト削減
- 農林水産物の付加価値向上
- 農林漁業振興のための予算獲得

【現状】



【将来】



目指すのは、  
**地域の  
主体的な自立**

#### 機能貢献 (金銭以外のメリット)

- 交流人口の拡大
- 雇用創出
- 災害時の電力供給
- 温室効果ガス排出削減

(うち農林漁業分野)

<家畜排泄物バイオマス>

- 家畜排泄物の適正処理

<木質バイオマス>

- 間伐による山林の整備

地域が、経済貢献・機能貢献の双方を最大化し、主体的に自立していくことが重要

## (4) まとめ

- 我が国の農山漁村に再生可能エネルギーを導入するに当たっては、以下の3つの課題に対し、適確な施策を講じる必要。

### 主な課題

- ① 地域への利益還元
- ② 土地等の利用調整  
(特に農林漁業上の利用)
- ③ 地域の合意形成や  
気運醸成

### 対応の方向性

- ・地域の主体による再生可能エネルギー発電の利益の地域への還元
- ・地域の未利用資源を積極的に活用した再生可能エネルギーの促進
- ・農林漁業上の利用との適正な調整を可能にするルールの特化
- ・再生可能エネルギーの「地産地消」の推進
- ・協議会等の場を活用し、発電事業者や農林漁業者も交えた合意形成の推進

### 目指す姿

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの取組の拡大・深化へ

## **2.農山漁村の再生可能エネルギー導入を促進する ための措置**



# (1) 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。
- このような取組を進める枠組みを構築する「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）が平成25年11月に成立。平成26年5月1日に施行。

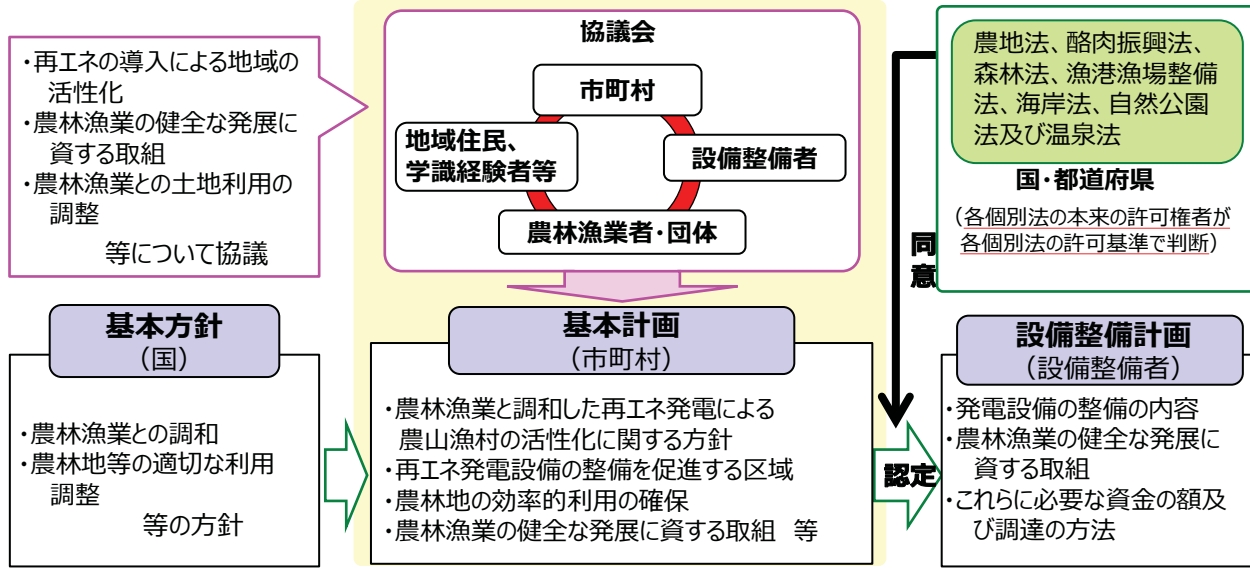
## ◆ 目指す姿：再生可能エネルギーの活用による農山漁村の活性化

この法律や予算措置等の活用により、2018年度において、再エネ発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区を全国100地区以上、この取組を行う検討に着手している地区が全国200地区以上存在していることを目指す

### 1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

### 2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度



### 3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

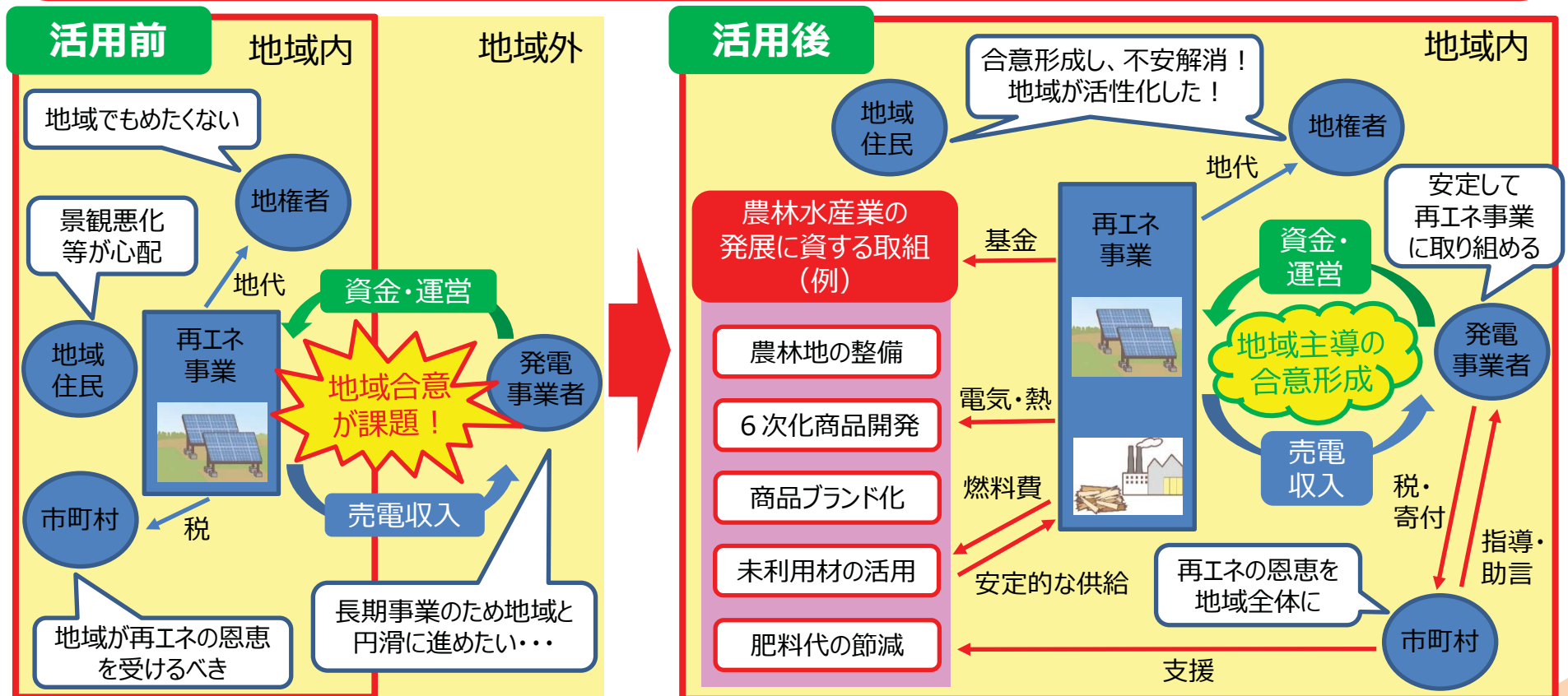
- (1) 農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法の許可又は届出の手のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）。
- (2) 再エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）。

### 4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

# ○農山漁村再生可能エネルギー法を活用するメリット

- 地域の多様な関係者等が構成する協議会で協議するため、①地域主導で再生可能エネルギーの導入を推進し、②地域の合意形成をスムーズに行い円滑な事業開始が期待できます。
- 地域主導により、①未利用地・低利用地（1種農地含む）へ再生可能エネルギー発電設備を誘導でき、市町村の望ましい土地利用との整合が図られ、②農林漁業の健全な発展に資する取組を実施することを通じて再エネ発電の利益を地域に還元し、地域に貢献することができます。また、国・都道府県も援助に努めます。
- 設備整備計画の認定により「地域資源バイオマス発電設備」であることを証明できるため、バイオマス発電の認定設備整備者は、出力制御ルール上の優遇措置を受けられます（既設の設備も対象となります）。



# ○ 農林漁業の健全な発展に資する取組の例

- 再生可能エネルギー事業と併せて、農林漁業の健全な発展に資する取組を行うことが重要。
- 取組内容については、市町村がそれぞれの事情に応じて個別具体的に定める。
- 再生可能エネルギー事業の売電収入の一部を利用するものや、電力・熱・副産物を利用するものなど様々な例が考えられる。

## 売電収入を活用するもの

### ○ 農林地の整備

- ・周辺の農地整備

### ○ 集落の維持管理

- ・集落の維持管理

### ○ 農林漁業関連施設の整備

- ・育苗施設、貯木場、農林水産物の加工施設、直売所、農家レストラン、農林漁家民宿、鳥獣被害対策設備等の整備

### ○ 農林漁業経営の改善

- ・農業機械・資材への補助
- ・6次産業化の取組による新商品開発、商品のブランド化
- ・未利用間伐材の安定的な買取り。それによる森林の維持管理
- ・市から間伐を行う事業者への補助金の交付
- ・漁業保険や漁業共済等の一部を補助



### ○ 基金の造成

- ・市町村等に基金を造成し、積み立て。農林漁業の振興のために活用。

### ○ 寄付

- ・農林漁業団体や地域の協議会へ寄付。農林漁業の振興のために活用。

## 電力を活用するもの

### ○ 農林漁業施設での活用

- ・電力を農産物加工場や酪農施設、鳥獣害対策設備、冷凍冷蔵施設等へ供給し、電気代を削減。エコ商品・産地としてブランド化。

## 熱を活用するもの

### ○ 農林漁業施設での活用

- ・熱を園芸施設や養殖施設等へ供給し、燃料代を削減。エコ商品産地としてブランド化。

※ 熱のみの事業は農山漁村再エネ法の対象外。



## 副産物を活用するもの

### ○ 消化液・堆肥の活用

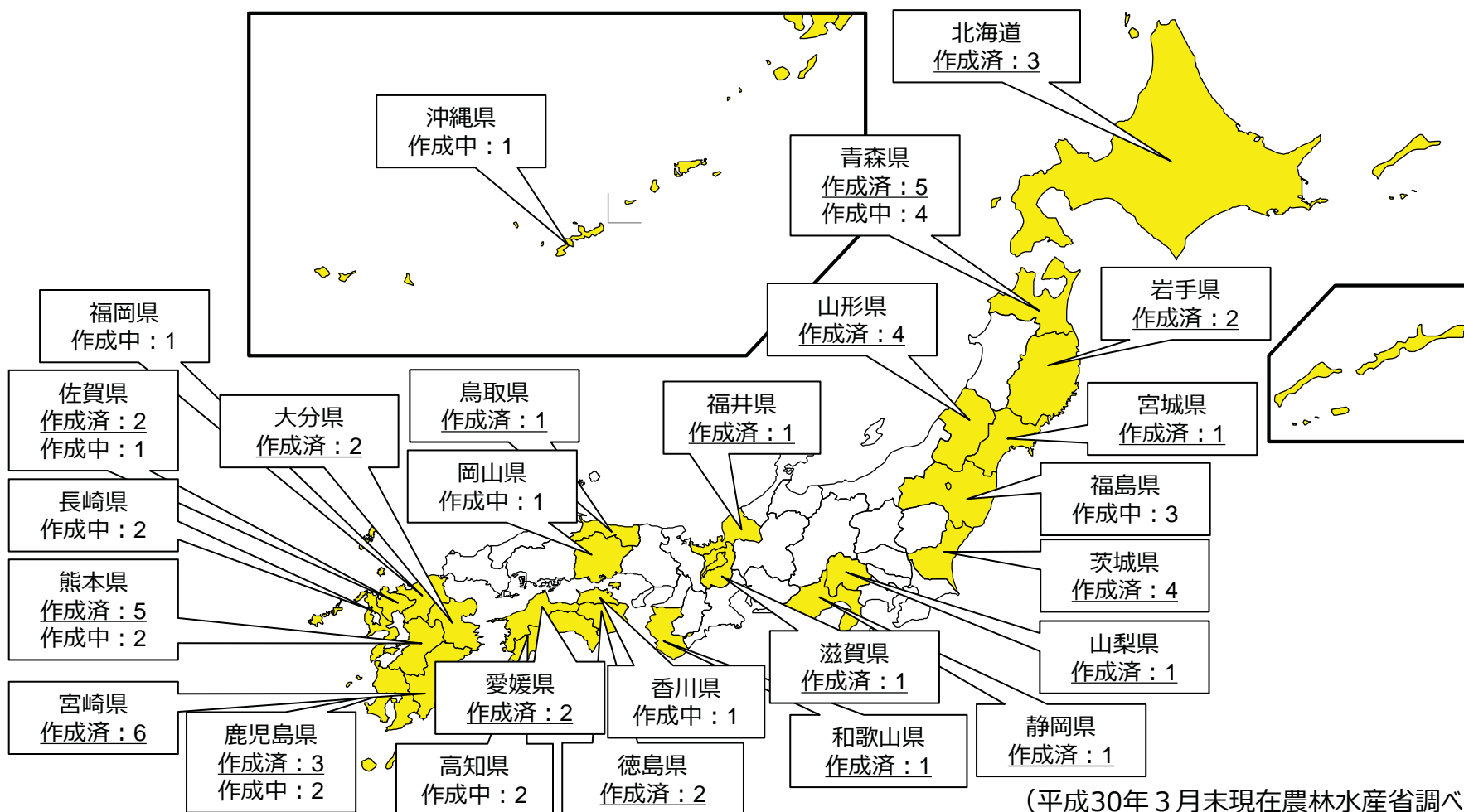
- ・バイオマス発電により発生した消化液や残さから製造した堆肥を低価格で提供

# ○ 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（基本計画）

## 基本計画作成の取組状況

(市町村数)

基本計画を作成済	基本計画を作成中	基本計画の作成を検討中	基本計画の作成に関心あり
47	19	25	203



(平成30年3月末現在農林水産省調べ)

# (参考) 営農型太陽光発電設備について

## 趣旨

近年、支柱を立てて営農を継続するタイプの太陽光パネル等が、新たに技術開発されて実用段階となっている。

このようなケースについて、農地転用許可の対象となるか否かを明らかにする必要が生じている。

この場合、下部の農地で農業生産が継続されるよう確保する必要があり、また、周辺の営農に影響を与えないことが重要。

なお、未来投資戦略2017において、「農地の有効活用及び農業者の所得向上に資する営農型太陽光発電の促進策を検討する」と位置づけられている。

## 農地転用に係る取扱いを明確化【平成25年3月】

- ① 支柱の基礎部分について、一時転用許可の対象とする。  
一時転用許可期間は3年間（問題がない場合には再許可可能）。
  - ・ 再許可は、転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
  - ・ 設備の設置が原因とはいえないうむを得ない事情により、単収の減少等がみられた場合、その事情等を十分勘案
- ② 一時転用許可に当たり、営農の適切な継続が確実か、周辺の営農上支障がないか等をチェック。
  - ・ 営農の適切な継続（収量や品質の確保等）が確実
  - ・ 農作物の生育に適した日照量を保つための設計
  - ・ 支柱は、効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（最低地上高2 m以上）や空間が確保
  - ・ 位置等は、周辺農地の効率的利用（農用区域は土地改良や規模拡大等の施策）等に支障がない 等
- ③ 一時転用許可の条件として、年に1回の報告を義務付け、農産物生産等に支障が生じていないかをチェック（著しい支障がある場合には、施設を撤去して復元することを義務付け）。

## 営農型太陽光発電の促進策発表【平成30年5月】

### 農地転用許可の取扱いを見直し

【平成30年5月15日付通知※を发出】

※「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（30農振第78号農林水産省農村振興局通知）

以下の条件のいずれかを満たす場合、**一時転用許可期間を3年以内から10年以内に延長**

- 担い手が所有している農地又は利用権等を設定している農地で当該担い手が下部農地で営農を行う場合
- 農用区域内を含め荒廃農地を活用する場合
- 農用区域以外の第2種農地又は第3種農地を活用する場合

※ 上記以外は3年以内

### 優良事例等の紹介

#### ① 優良事例の紹介等

優良事例をウェブサイト等で紹介するほか、営農計画、発電事業等に係るチェックリストを作成、周知

#### ② 相談窓口

地方農政局の相談窓口が、営農型太陽光発電に関する農業者等からの問合せに対応

#### ③ 資金調達の円滑化

融資の判断に資するよう地域の金融機関に対して営農型太陽光発電の促進策について情報提供

#### ④ 悪質なケースへの対応

一時転用許可に違反する悪質なケースに対し、農地法に基づく改善指導等やFIT法上の措置を講ずる

## (2) 予算措置による支援一覧（平成30年度当初）

### 再生可能エネルギーの導入による農山漁村の活性化

#### ○ 地域資源活用展開支援事業【56百万円】

- ・ 市町村や農林漁業者の組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援。

#### ○ 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業【39百万円】

- ・ 農林漁業を中心とした地域内のエネルギーマッチング（農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等）について、継続地区を支援。

#### ○ 食料産業・6次産業化交付金のうち営農型太陽光発電の高収益農業の実証【1,678百万円の内数】（新規）

- ・ 太陽電池（ソーラーパネル）下部の農地においても高い収益性が確保できる営農方法を確立し、その普及を目指すため、実証試験等の取組を支援。

### バイオマス産業を軸としたまちづくり・むらづくり

#### ○ 食料産業・6次産業化交付金のうちバイオマス利活用の推進・施設整備【1,678百万円の内数】

- ・ 地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援。
- ・ 7府省が共同で地域を選定し連携支援。  
※内閣府・総務省・文科省・農水省・経産省・国交省・環境省

### 6次産業化の推進

#### ○ 食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」【1,678百万円の内数】

- ・ 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画等の認定を受けた農林漁業者等が制度資金等の融資を活用して取り組む、未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の生産施設や加工・販売施設等へ供給するために必要な施設の整備を支援。

### 木質バイオマスの利用拡大

#### ○ 林業成長産業化総合対策のうち木質バイオマス利用促進施設整備【23,470百万円の内数】

- ・ 木質バイオマスの供給・利用を促進するため、木質ペレット等の木質燃料製造施設や熱供給用木質バイオマスボイラー等の整備を支援。
- 木材需要の創出・輸出力強化総合対策事業のうち「地域内エコシステム」構築事業【559百万円の内数】
  - ・ 「地域内エコシステム」（地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み）の構築に向け、実現可能性調査、協議会の運営、小規模な技術開発を支援。

### 農業水利施設を活用した小水力等発電の導入

#### ○ 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業【210百万円】

- ・ 小水力発電施設等の整備に係る設計等の取組を支援。

# 地域資源活用展開支援事業

(平成30年度当初)【56百万円】

～市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援します～

年々、畜舎の暖房費が上がっているけど、家畜排せつ物から熱利用できないかなあ・・・



もみ殻や竹はやっかい物だけど、地域で上手く利用できないかしら・・・



住民が安心して住み続けられる農村を目指して、資源も経済も地域循環を目指したい！



このような方々のために、以下の支援を用意しています。

## 1 地域循環資源活用に向けた計画策定支援

地域循環資源を活用して農山漁村における課題を解決しようとする取組について、豊富な経験・ノウハウを持つ専門家が現場に赴き、事業計画策定のための課題整理・要件の明確化、各種調査、協議、手続等についてのアドバイスやフォローアップ、関係機器メーカー等とのマッチングを行います。



## 2 専門家による相談窓口の設置

相談窓口を設置し、地域循環資源のマテリアル・エネルギー利用に向けた検討等を行う地域で問題が発生し取組が進まない等の状況に対し、各分野の専門家が問題解決に向けたアドバイスを行います。



## 3 全国的な推進・情報提供支援

地域循環資源を活用した地域活性化の取組を全国的に展開していくため、農林漁業でのコスト削減や収益増、地域活性化が図られた先進的事例等の情報発信・普及、バイオマス産業都市選定地域を構成員とした連絡協議会の体制整備等を行います。



**持続可能な地域の発展を目指したい、という農山漁村をサポートします！**

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：食料産業局バイオマス循環資源課再生可能エネルギー室 (03-6744-1508)

# 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業

(平成30年度当初)【39百万円】

～再生可能エネルギーの導入促進により、農林漁業のコスト削減や農山漁村のイメージアップ等を図ることで地域を活性化させるため、「再生可能エネルギーの地産地消」の導入までに必要となる様々な手続や取組について支援します～



地域資源を活用した再生可能エネルギーを、「地産地消」することで生産コストを削減したい！  
おまけに地域をイメージアップできれば農山漁村も元気になるぞ！  
でも地方公共団体の協力や電気事業のノウハウがないと難しいなあ。

## 農山漁村における再生可能エネルギーの地産地消を実現することによるメリット

農林漁業者による再生可能エネルギー事業の実施、市町村の関与による地域主体の小売電気事業者の設立

再エネを利用した農林水産物等の高付加価値化や6次産業化、環境負荷低減による持続可能な地域社会の構築などの地域活性化

地域全体がメリットを受けることにより地域の自立を促進

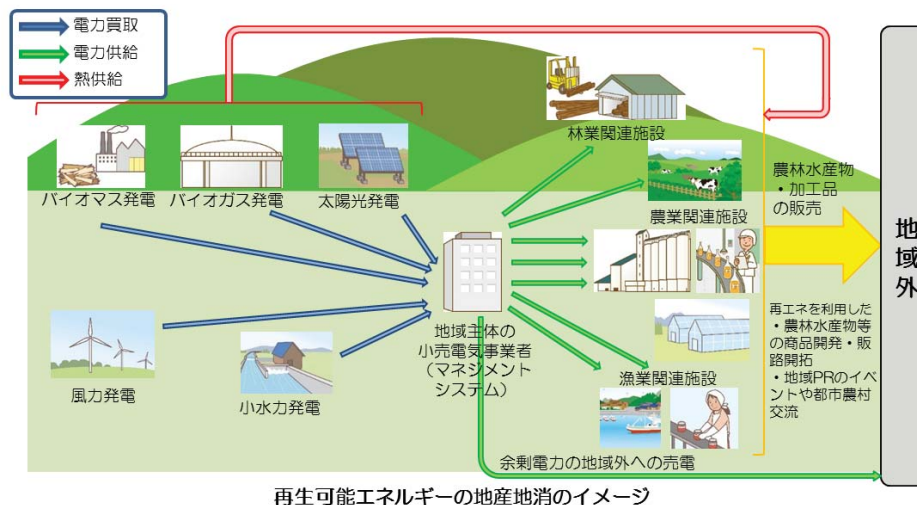
## 農山漁村において再生可能エネルギーの地産地消を支援します！！

農林漁業を中心とした地域内のエネルギーマッチング（農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等）について、継続地区を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体と民間団体等からなる協議会



※ 地方公共団体、農林漁業者、及び再生可能エネルギーの需給管理を行うことができる事業者等による協議会を組織し、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく市町村の基本計画の策定について協議することが必要です。



地域資源を活用した再生可能エネルギーの地域内供給により、農林漁業のコスト削減や地域の活性化を図ります！！

お問い合わせ先：食料産業局バイオマス循環資源課再生可能エネルギー室（03-6744-1508）



# 食料産業・6次産業化交付金のうち営農型太陽光発電の高収益農業の実証

(平成30年度当初)【1,678百万円の内数】

～地域農業の特色に合わせた営農と太陽光発電の両立による農業者の高収益化を支援します～

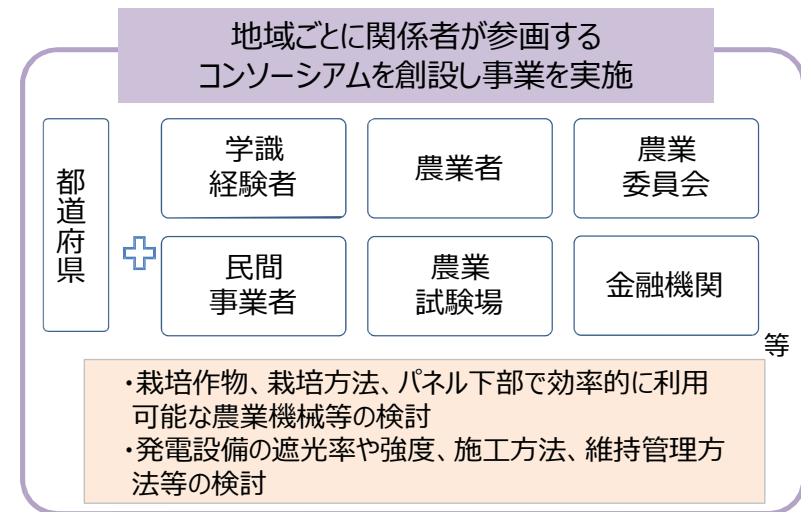
- 太陽電池（ソーラーパネル）下部の農地においても、高い収益性が確保できる作物や、効率的な農作業手法についてなど、農業面の収益向上と営農型太陽光発電の両立について体系的に整理した情報が存在しないため、取り組もうとする農業者は経営計画が立てられ、さらに、農業指導や農地の一時転用等において判断が困難な状況も発生していることが課題。
- このため、太陽光エネルギーを効果的に活用し、地域農業の特色を踏まえ、太陽電池下においても高い収益性が確保できる営農方法を確立し、その普及を目指すために、実証試験等を行う取組を支援。

## 1. 事業内容

- 都道府県が主導し、学識経験者、農業者、農業試験場、民間事業者等による**コンソーシアムを創設**
- 農作物の収益性向上や、農作業の効率化、安定した生産量の確保など、農業の高収益化に焦点**を置き、地域における栽培作物、栽培方法、発電設備の遮光率や強度等を確認するための実証試験を実施
- コンソーシアムで実証試験の結果を検証・評価
- 農業者の収益向上に資する取組手法について普及

## 2. 実施要件

- 交付率：定額
- 事業実施主体：都道府県
- 事業期間：2年
- 対象作物：**地域において推奨・奨励している作物や普及指導員等による栽培指導を行っている作物**
- 事業期間中に発電した電力は原則自家利用（固定価格買取制度の利用不可）
- 実証結果は試験方法も含めて公表し、当該地域の**農業指導や農地の一時転用許可のための参考資料として活用すること。**



地域農業の特色に合わせた営農と太陽光発電の両立により、**農業者の高収益化を実現**

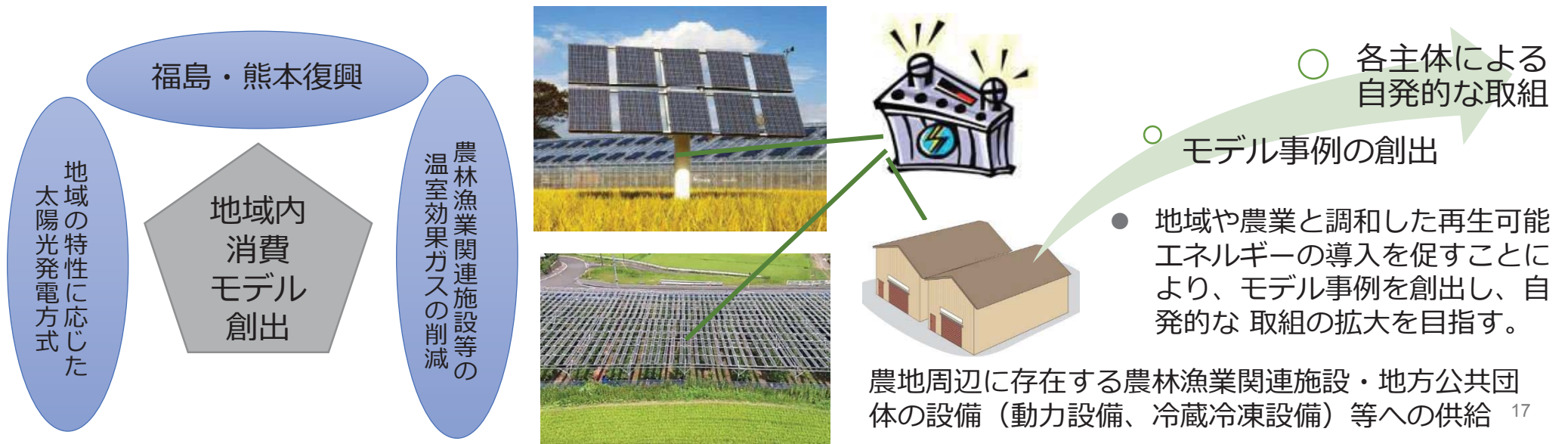
地域内及び栽培作物や気候等の類似した他地域への普及・波及

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業のうち、  
**再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム構築事業**

**農業と再エネ発電を両立し  
地域内消費を目指します。**

平成30年度予算案54億円（内数）（平成30年度からの新規事業）  
実施期間：平成30年度～平成32年度

- 対象者：自治体、自治体と連携した民間事業者、農業者（農業法人を含む）等
  - 補助内容
    - ①再エネシェアリングモデルシステムの事業化計画策定（定額補助：上限1000万円）  
営農を前提とした、農地等における**再エネ発電設備の導入及び農林漁業関連施設・地方公共団体等の周辺施設への供給**に向けた計画策定（再エネシェアリングモデル）費用を補助。
    - ②再エネシェアリングモデルシステムの導入（2分の1補助）  
**太陽光発電、蓄電池、自営線等**の設備導入費用に対する補助。
- ※①、②ともFITとの併用は不可。



### **3. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を行う事例**

紹介しているのは、取組事例のうちの一部です。より多くの取組事例を農林水産省Webサイトに掲載しております。

〔農林水産省Webサイト：農山漁村における再生可能エネルギーの取組事例〕  
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/zirei.html>

# 小水力発電等による土地改良区の維持管理費負担の軽減



那須野ヶ原発電所  
水力発電施設の外観と水車



百村発電所  
水車設置前の水路と設置工事の様子



## <概要>

- 事業実施主体：那須野ヶ原土地改良区連合  
(栃木県那須塩原市)

- 発電設備：小水力発電・太陽光発電  
発電出力 計1,900kW  
発電電力量 計910万kWh/年

那須野ヶ原 もむら	ひきぬま	しんあおき
那須野ヶ原 (発電出力 340kW)	百村第一・第二(発電出力 30kW×4)	新青木 (発電出力 500kW)
運転開始時期：平成4年6月)	運転開始時期：平成18年3月)	運転開始時期：平成26年3月)
	臺沼第一 (発電出力 360kW)	
	臺沼第二 (発電出力 180kW)	
	赤田 (太陽光) (発電出力 400kW)	
	運転開始時期：平成25年3月)	

- 建設費：19億7千万円

## <特徴>

- 那須野ヶ原発電所は、国営土地改良事業として全国で初めて計画設置されたもの。その後、順次増設され、現在は小水力8基と太陽光1基が稼働。
- 発電した電気は土地改良施設へ供給するとともに余剰分を売電し、管内の農業用水路等の維持管理費に充当。
- 固定価格買取制度により売電価格が上昇し、農家からの賦課金の低減に貢献（具体的には、農家の賦課金が5,000円/10a(平成5年)から1,988円/10a(平成27年)に軽減）。
- 平成17年度第7回日本水大賞(農林水産大臣賞)受賞他。

※ 農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業 (H24) において支援 (赤田 (太陽光)、新青木)

# 風力発電による漁港施設の電力費用負担の軽減



漁港内に設置された風車



漁港遠望



風力発電のPR製品



## <概要>

- 事業実施主体：はさき漁業協同組合  
(茨城県神栖市 (波崎漁港内) )
- 発電設備：風力発電 (名称：J F はさき海風丸)  
発電出力 1,000kW  
発電電力量 250万kWh/年
- 建設費：約2億7千万円
- 運転開始時期：平成17年4月

## <特徴>

- 旧波崎町 (現神栖市) が「浜風」を活用した風力発電の検討を平成10年から開始。製氷施設の附帯施設として発電設備を設置。
- 漁港内に設置するため、音や翼の陰影の影響が及ぶ民家がなく、地元調整も円滑に実施。
- 風力発電による電力を活用し漁港施設 (製氷施設、荷捌き施設、岸壁照明) の電力費用負担を軽減するとともに、発電設備のメンテナンス費用を賄っている。
- クリーンエネルギーを利用した環境・衛生管理型漁港として、産地、魚ブランドのPRとして活用する他、当該漁港のイメージアップが図られた (設備設置後、釣り人以外に他市や学校関係者も訪れるようになった) 。
- 平成18年度第11回新エネ大賞「新エネルギー財団会長賞」受賞。